

県民交通災害共済

令和8年度の加入受付を行います

下記加入申込書に必要事項をご記入のうえ、会費を添えてお申込みください。

加入申込書

住所	坂東市			番地
電話番号				
加入者 (加入する方の 氏名をご記入 ください) 合計 円	①	<input type="checkbox"/> 大人 900円	⑤	<input type="checkbox"/> 大人 900円
		<input type="checkbox"/> 中学生以下 500円		<input type="checkbox"/> 中学生以下 500円
	②	<input type="checkbox"/> 大人 900円	⑥	<input type="checkbox"/> 大人 900円
		<input type="checkbox"/> 中学生以下 500円		<input type="checkbox"/> 中学生以下 500円
	③	<input type="checkbox"/> 大人 900円	⑦	<input type="checkbox"/> 大人 900円
		<input type="checkbox"/> 中学生以下 500円		<input type="checkbox"/> 中学生以下 500円
	④	<input type="checkbox"/> 大人 900円	⑧	<input type="checkbox"/> 大人 900円
		<input type="checkbox"/> 中学生以下 500円		<input type="checkbox"/> 中学生以下 500円

加入受付のご案内

●猿島公民館ロビー

期間:2月9日(月)~12日(木)

時間:午前9時~午後4時(土日・祝日を除く)

●坂東市役所3階 交通防災課

期間:2月16日(月)~

時間:午前9時~午後4時(土日・祝日を除く)

※2月15日(日)のみ、坂東市役所1階にて休日受付を行います。(午前9時~午後4時)

注意事項

- ・時間帯によっては混雑が予想されますので、時間には余裕を持ってお越しください。
- ・上記期間以降も随時加入受付をします。
- ・会員証については、2年間保管してください。

共済期間:令和8年4月1日~令和9年3月31日

※令和8年4月1日以降申込みの場合は、申込日の翌日から有効になります。

お申込み会費
【1年間】

●一般 900 円
●中学生以下 500 円

※現在、中学3年生は3月で卒業となりますので、一般(900円)の会費となります。



お問合せ 坂東市 総務部 交通防災課 ☎0297-35-2121(内線1312)

県民交通災害共済について

■対象となる交通事故

共済期間中に日本国内の道路上等を運行中の自動車、バイク、自転車等の接触、衝突、転落、転覆などの事故にともなう人の死傷

■交通事故にあつたら

交通事故にあつたとき(自損事故も含む)は、すぐに警察署に届け出て、後日自動車安全運転センター所長発行の交通事故証明書を交付してもらえるようにしてください。(センター所長発行の事故証明書がないと見舞金が制限されます。)

ただし、次のような事故等の場合は、共済見舞金は給付されません。

●共済見舞金の全部

- ①会員若しくは見舞金受取人の故意による事故
- ②会員が無免許、酒気帯び運転中に生じた事故又はその事実を承知で同乗していた事故
- ③地震・洪水・暴風・その他の天災によって生じた事故



●共済見舞金の全部又は一部

- ①正当な理由なく医師の指示に従わなかったとき
- ②会員又は見舞金受取人の重大な過失による事故
- ③その他法令に違反し組合長が不適当と認める事故

■見舞金の請求期間

見舞金の請求期間は、交通事故による災害を受けた日の翌日から起算して、2年以内です。
請求期間経過後の請求は、無効になります。

■身障見舞金

会員期間中の交通事故による傷害が原因で、その後1級又は2級の身体障害者となったときは、共済見舞金とは別に、身障見舞金として50万円が支払われますが、この制度については、共済見舞金の給付を受けた会員のみ対象となります。

■見舞金の請求手続き

次の書類と印鑑をもって交通防災課(坂東市役所3階)で請求してください。

- ①会員証
- ②運転免許証(免許の必要な車両を運転中の事故のとき)
- ③交通事故証明書(自動車安全運転センター所長発行のもの)／この事故証明書(受傷した会員の氏名が記載されているもの)が提出できないときは、過去3年の共済年度以降2回以上給付を受けている場合を除いて、指定の証明書類(目撃者の証明)により請求できますが見舞金は最高9等級(3万円)までの制限給付となります。
- ④診断書／医師の診断書、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術証明書が必要です。
見込診断書は使用できません。(同日に通院日又は入院日が重複しているときは、1日として計算されます。)
- ⑤委任状／請求人(未成年者の場合は親権者)以外の方が請求する際は委任状が必要です。

等級	災害区分	見舞金額
1	死 亡	100万円
2	治療実日数181日以上の傷害	30万円
3	治療実日数151日以上の傷害	25万円
4	治療実日数121日以上の傷害	20万円
5	治療実日数 91日以上の傷害	15万円
6	治療実日数 61日以上の傷害	10万円
7	治療実日数 41日以上の傷害	8万円
8	治療実日数 21日以上の傷害	6万円
9	治療実日数 8日以上の傷害	3万円
10	治療実日数 3日以上の傷害	2万円
身障	身体障害者1級・2級該当	50万円



※治療実日数とは、入院日数、実際に通院治療を受けた日数及び往診日数をいいます。
※共済見舞金は、その災害の等級(10等級)に応じて給付しますが、上位の等級(死亡を含む)に移行したときは、給付すべき共済見舞金と既に内払いした共済見舞金との差額を請求により給付します。